

# 浜松市固定資産税・都市計画税の

## 減免に関する取扱い

目次

P 1 ~ 9	浜松市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い（本文）
P10 ~ 14	別紙 1 「固定資産税等の減免割合等の算出方法について」
P15 ~ 16	別紙 2 「固定資産税における特に納税資力が乏しいと認められる者の 認定について」
P17	別紙 3 「保育の用に供する固定資産の減免認定について」
P18 ~ 22	別紙 4 「災害による固定資産の減免認定について」
P23	別紙 5 「公衆浴場の用に供する固定資産の減免認定について」
P24	別紙 6 「公民館類似施設等の用に供する固定資産の減免認定について」
P25 ~ 27	別紙 7 「社会福祉法人が運営し、地域の医療福祉に貢献する診療の用に供す る固定資産の減免認定について」
P28	様式 1 固定資産税（都市計画税）減免申請書
P29	様式 2 固定資産税（都市計画税）減免理由消滅申告書
P30 ~ 31	様式 3 事実調査書
P32	様式 4 固定資産税（都市計画税）減免承認（却下）通知書
P33 ~ 34	別紙 2 の様式 1 固定資産税等の減免申請における世帯状態の申出書
P35	別紙 2 の様式 2 固定資産税等における特に納税資力が乏しい旨の申し出 があった者の調査表
P36 ~ 37	別紙 2 の参考 生活費認定基準額表

## 浜松市固定資産税・都市計画税の減免に関する取扱い

### 1 趣旨について

この取扱いは、地方税法（昭和 25 年法第 226 号。以下「法」という。）第 367 条に基づき浜松市税条例（昭和 29 年浜松市条例第 38 号、以下「条例」という。）第 72 条及び浜松市税条例施行規則（昭和 32 年浜松市規則第 18 号。以下「規則」という。）第 5 条並びに法第 702 条の 8 第 7 項による固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の減免の実施にあたり必要な事項を定める。

### 2 減免額適用について

この取扱いの適用にあたっては次の各項について留意する。

- ( 1 ) 固定資産税等の減免をするにあたっては、納期限の 7 日前までに「固定資産税（都市計画税）減免申請書（様式 1）」（以下「減免申請書」という。）を資産税課で受理する必要がある。

なお受理の際に、会則、寄付行為、設立許可証、概要書、使用規則、使用貸借契約書、減額申請をする家屋の平面図（新規申請及び変更のある場合）、登記事項証明書、消防署が発行したり災証明書等のうち、その事由を証する書類の添付を確認する。

浜松市以外の市町村で生活保護法第 12 条に規定する生活扶助を受けている者については、生活保護受給証明書の添付を必要とするが、マイナンバー制度の情報連携により、生活扶助を受けていることを確認できる場合には、添付書類を省略することができる。

- ( 2 ) 減免事由が消滅した場合には、固定資産税等の減免を受けている者に対し、条例第 72 条第 3 項の規定による、「固定資産税（都市計画税）減免事由消滅申告書（様式 2）」（以下「減免消滅申告書」という。）をすみやかに提出するよう促す。

- ( 3 ) 固定資産税等の減免は、申請書の提出された日の 7 日後又は減免事由の発生日のいずれか遅い日以降に到来する納期限から減額する。

減免消滅申告書の提出等により減免事由の消滅を確認したときは、当該年度分の税額のうち、その事由が消滅した日までに到来した納期限に係る分の税額について減免し、事由が消滅した日の翌日以降に到来する納期限に係る税額について減免しない。

- ( 4 ) 固定資産が共有物であった場合、減免の対象となる者の持分割合相当分について減免の対象として取り扱う。（固定資産実務提要 P1710 共有物と減免）

- ( 5 ) 固定資産税等の減免税額の算出は、別紙 1「固定資産税等の減免割合等の算出方法について」に基づき行う。ただし、災害による減額の場合は別紙 4「災害による固

定資産税等の減免認定について」による。

### 3 減免対象となる固定資産の範囲等について

減免の対象となる固定資産の範囲及び減免割合は以下のとおりとする。なお、「有料で使用させるもの」とは、固定資産の所有者が当該固定資産の利用の効用を高める光熱水費等、実費弁償としての性格を持つ低額な費用を除き、地代、家賃あるいは使用料等賃貸の対価を徴収して使用させる固定資産をいう。

(1) 規則第5条第1項第1号 生活保護法(昭和25年法律第144号)第12条の規定による生活扶助を受ける者の所有する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

(2) 規則第5条第1項第2号 公益のため直接専用する固定資産のうち次に掲げるものについて固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

ア：児童遊園地

児童保育担当部署が認定する児童遊園地の用に供する固定資産

イ：健康広場等

市の助成を受け設置した健康広場並びにこれに準ずる地域スポーツ振興及び地域住民の健康増進のためスポーツ振興担当部署が認定する運動広場

ウ：防災倉庫

町又は字等の地域団体が組織する自主防災隊等の防災機材等を収納するための家屋及びその用に供する土地

エ：ごみ集積所

町又は字等の地域団体が専ら当該地域の住民が出すごみのために設置し、市が収集するごみの集積所の用に供する土地

オ：消防水利施設等

消防法(昭和23年法律第186号)第21条の規定に基づき、消防長又は消防署長が、消防の用に供する水利施設として指定した池、泉水、井戸、水槽等の用に供する土地及び償却資産

に掲げる水利施設に付属する消防車用緊急進入路で、直ちにその用途に供することができる状況になっている土地

消防団又は水防団が、消防又は水防のため直接使用する望楼、事務所、機具格納庫等の用に供する固定資産

カ：公衆用便所

不特定多数のものが、自由に出入りし使用できる公衆用の便所として設置された家屋及びその用に供する土地

(3) 規則第5条第1項第3号 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受ける者のうち、特に納税資力が乏しいと認められる者の所有する固定資産について固定

資産税等の全部を免除する。

生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助とは、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助、同法第 14 条に規定する住宅扶助、同法第 15 条に規定する医療扶助、同法第 15 条の 2 に規定する介護扶助をいう。

また、納税資力が乏しいと認められる者は、別紙 2「固定資産税等における特に納税資力が乏しいと認められる者の認定について」により認定する。

- ( 4 ) 規則第 5 条第 1 項第 4 号 宗教法人に準じる神社又は寺院が専らその本来の用に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

専らその本来の用に供する固定資産には、祠、記念碑又は常夜灯等で、不特定多数の人の信仰の対象となっているものの敷地を含める。

- ( 5 ) 規則第 5 条第 1 項第 5 号 町又は字の地域団体が専ら会所等の用に供している固定資産について固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

会所等とは公会堂、屋台置場等の当該地域の住民の集会及び行事の用に供している固定資産をいう。

- ( 6 ) 規則第 5 条第 1 項第 6 号 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 124 条に規定する専修学

校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校で、学校法人でないものが直接教育の用に供する固定資産について固定資産税等の 10 分の 5 以内を軽減する。ただし、有料で使用させるものを除く。

- ( 7 ) 規則第 5 条第 1 項第 7 号 学校法人が設置する幼稚園に準じる幼稚園で直接保育の用に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

- ( 8 ) 規則第 5 条第 1 項第 8 号 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 34 条の 15 第 2 項の規定により、同法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業、同条第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業の認可を受けた者が直接当該事業(事業所内保育事業にあつては、利用定員が 5 人以下のものに限る。)について認可を受けた施設において直接当該事業の用に供する固定資産のうち、別紙 3「保育の用に供する固定資産税等の減免認定について」により認定された固定資産について固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

- ( 9 ) 規則第 5 条第 1 項第 9 号 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であつて同法第 35 条第 4 項の認可を受けていないもの(同法第 58 条の規定により児童福祉施設の認可を取り消されたものを含む。)のうち、市長が、別に定める基準により指定したものにおいて直接保育の用に供する固定資産で別紙 3「保

育の用に供する固定資産税等の減免認定について」により認定された固定資産について固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

(10) 規則第5条第1項第10号 児童福祉法第59条の2第1項の規定により同法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の設置の届出をした者が直接当該事業の用に供する固定資産のうち、別紙3「保育の用に供する固定資産税等の減免認定について」により認定された固定資産について固定資産税等の全部を免除する。ただし、有料で使用させるものを除く。

(11) 規則第5条第1項第11号 地震、水害、焼失等により全部又は一部が使用不能となった固定資産についてその損害の程度により固定資産税等を減免する。

この適用にあたっては、別紙4「災害による固定資産税等の減免認定について」によるものであること。

(12) 規則第5条第1項第12号 上記に定めるもののほか、特別の理由があると認める固定資産について固定資産税等を減免する。ただし、有料で使用させるものを除く。

ア：国の通達等がある場合は、当該通達等の定めるところによるものとする。

#### 物納にかかる土地及び家屋

賦課期日後に相続税法等(昭和25年法律第73号)の規定により金銭による納付の代わりに物納された土地及び家屋は、所有権移転の登記のあった日に納付があったものとされ、同日から国有財産として取扱われるものである。その所有権を物納者から国へ移転する登記手続が完了しているにもかかわらず、固定資産課税台帳に物納者が納税義務者となっている場合は、物納の登記受付年月日以降に到来する納期限にかかる固定資産税等の全部を減免する。

#### 公衆浴場の用に供する固定資産

公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条に規定する公衆浴場(物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令により、入浴料金の統制を受ける普通公衆浴場に限る。)を経営する者が、直接当該公衆浴場の業務の用に供する家屋及び公衆浴場用家屋の敷地として使用されている土地で法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地以外の土地並びに公衆浴場の業務の用に供する償却資産に対して固定資産税のみ3分の2以内を軽減する。

これは、公衆浴場については入浴料金が物価統制令により規制されていること、公衆衛生の向上に寄与していること等その公共性を考慮して減免することとしたものである。

この適用にあたっては、別紙5「公衆浴場の用に供する固定資産税等の減免認定について」による。

イ：静岡県文化財保護条例(昭和36年条例23号)第4条(指定有形文化財)若しくは同条例第29条(指定史跡名勝天然記念物)の規定により指定された家屋及びそ

の敷地である土地、又は法第 349 条の 3 第 12 項の適用を受ける固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

ウ：天竜浜名湖線市町村会議（現天竜浜名湖線市町会議）により減免の要望があった天竜浜名湖鉄道が所有する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

同鉄道が地域の産業、経済、文化の発展と今後の地域活性化に必要な公共交通機関として公益性が高く、沿線市町が一体となって経営安定化のために行う支援措置として他の事業と区別されるものである。沿線市町の首長が出席する天竜浜名湖線市町会議総会において「固定資産税の減免について」が可決されており、同鉄道の経営の安定化等に寄与する総合的対応策の一環である。

エ：公民館類似施設及び町又は字の地域団体が所有していない会所等の用に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

公民館類似施設等は、直接的に地域住民の社会福祉の増進に寄与し、公益的な活動を目的、内容として使用していること等を考慮して減額する。

この適用にあたっては、別紙 6「公民館類似施設等の用に供する固定資産税等の減免認定について」による。

オ：社会福祉法人が運営し、地域の医療福祉に貢献し、公的病院に等しく公共性が大きいと認められる病院において診療の用に供する固定資産について固定資産税等の 10 分の 5 以内を軽減する。

この適用にあたっては別紙 7「社会福祉法人が運営し、地域の医療福祉に貢献する診療の用に供する固定資産税等の減免認定について」による。

カ：社会福祉法人以外の者が社会福祉の増進を資することを目的として設置した施設の用に供する固定資産で、法第 348 条第 2 項第 10 号から第 10 号の 7 までに規定する固定資産と極めて類似する施設のうち、当該施設を所管する市の担当部署の定める要綱等により公益性の高い施設であることが認定された固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

キ：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人の認定を受けた法人又は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年第 50 号）により一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人が設置した施設に係る固定資産で、認定又は移行以前から固定資産税等が減免されていたもののうち、同一の用に供されている固定資産については引き続き減免する。

これらの法人が認定又は移行以前に行っていた事業は、直接地域社会の福祉の向上に寄与し、かつ当該固定資産を使用して行う事業活動が市の行政施策にかなったものであると認めて固定資産税等を減免しており、移行後も事業内容が同様である場合において引き続き減免することとしたものである。

ク：賦課期日時点の客観的な状況から、当該年中に法及び法附則に規定する非課税の要件を充足することが確実に認められる固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

ただし、その利用用途が特定の行政目的に沿ったものであり、奨励、助成すべきものであるものに限る。

なお、賦課期日後の事情等により、当該年中に法及び法附則に規定する非課税の要件を充足することが出来なかった固定資産については、減免を取消し、改めて課税を行う。

ケ：ア～ク以外の事由により、市長が特に必要と認めた固定資産について固定資産税等を減免する。

減額の適用にあたっては次の諸点に留意し、厳正公平な措置を講じること。

減免が適用される固定資産は、次に掲げるすべての要件を充足すると認められるものに限る。

あ：当該固定資産を用いて行う事業の目的が、不特定多数の公益のためにする義務的制約、例えば、事業の執行について寄付行為、定款等に公共の福祉についての条項が定められていること又は収益部門及びそれに伴う収益の帰属等について不受益制度の制約があること。

い：当該固定資産を用いて行う事業活動が、直接的に地域住民の社会福祉の増進に寄与するものであって広く不特定多数の人を対象としているものであること。

う：その固定資産を使用して行う事業活動が、市の行政施策に沿ったものであり、奨励、助成すべきものであること。

え：当該固定資産の使用については、対価又は負担として使用料等を徴収しないものであること。ただし、維持管理費程度であって他の類似施設と比較して著しく低いと認められる使用料等を徴収するものにあっては、この限りではない。減免を適用することが、類似の事業の用に供する固定資産と比較し、著しく不均衡とならないものであること。

上記の事由により、市長が特に必要と認めた固定資産等について減免する場合の減額は、事業活動の対象範囲と地域住民に及ぼす影響、対象固定資産の利用実態、市行政に対する協力状況等を考慮し、次の基準により決定するものであること。

あ：非課税の趣旨に相当又は準ずる業務に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

い：公共団体がすべき業務に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

う：公共団体と共同（全面的運営委託等）する業務に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。



え：公共性・公益性のある業務で営利を目的としない業務に供する固定資産について固定資産税等の全部を免除する。

お：上記以外の公共性・公益性のある業務に供する固定資産について固定資産税等の10分の5以内を軽減する。

#### 4 減免申請書の受領について

##### (1) 新規申請分

減免申請書の記入、押印、添付書類の内容に不備がないか確認した後、受領する。新たに課税されることとなる家屋及びその敷地となる土地で、減免事由に該当することが明らかなものについては、納税通知書の発行前であっても受理できるものとする。

なお、所定の方法により個人番号または法人番号の確認を行うこと。

##### (2) 継続申請分

減免申請書の記入、押印、添付書類の内容に不備がないか確認した後、受領する。当該年度の前年度において減免を行い、当該年度においても課税前に申請書の提出がされ、かつ減免事由等に変更がないものは、課税前に受理できるものとする。

なお、所定の方法により個人番号または法人番号の確認を行うこと。

##### (3) 減免事由消滅分

減免消滅申告書の記入、押印等内容に不備がないか確認した後、受領する。(個人番号または法人番号については記入不要。)

##### (4) 別紙にて特に定めのある場合には、それによるものであること。

#### 5 減免対象となる固定資産の調査について

##### (1) 新規申請分

提出された減免申請書に基づき、減免対象資産の利用、使用状況等について現地調査を行い「事実調査書(様式3)」(以下「事実調査書」という。)を作成する。

##### (2) 継続申請分

前年度の減免状況に基づき減免申請書を送付してその提出を求め、提出された減免申請書に基づき減免事由等に変更がないことを確認する。確認に当たっては、他部課への照会や現地調査等を行うこと。

##### (3) 減免理由消滅分

減免を行っている固定資産について、年の途中で所有権移転や滅失、用途変更等により所有者又は利用状況に異動が生じた場合には、減適宜現地調査等を行うことにより現況の把握に努め、減免消滅申告書の提出を促し、事実調査書を作成する。

##### (4) 別紙にて特に定めのある場合には、それによるものであること。

## 6 減免対象となる固定資産の可否決定及び申請書等の保存年限

減免対象となる固定資産の可否決定については、5による調査後、浜松市専決規程により行う。なお減免申請書、減免消滅申告書及びその関係書類は、受領した年度から5年間保存する。

### (1) 新規新申請分

新たに減免申請書の提出のあった固定資産の可否については、減免申請書、事実調査書及びその事由を証する書類を添付して個別に決裁を得るものとする。

### (2) 継続申請分

第1期納期限の7日前までに受理した減免申請書については、区単位で一括して決裁を得るものとする。それ以降に受理した減免申請書については随時、決裁を得るものとする。

### (3) 減免事由消滅分

年度の途中に減免事由が消滅した場合は、減免消滅申告書及び事実調査書を添付して個別に決裁を得るものとする。ただし、第4期の納期限以降に減免事由が消滅する場合、当該年度についての決裁を得る必要はない。

(2) 別紙にて特に定めのある場合には、それによるものであること。

## 7 可否決定の通知について

減免の可否決定後、「固定資産税（都市計画税）減免承認（却下）通知書（様式4）」（以下「承認通知書」という。）にて申請者に速やかに通知する。

## 8 その他について

この取扱いに定めがない場合は、関連する課と協議するものとする。

## 9 様式について

様式1 固定資産税（都市計画税）減免申請書

様式2 固定資産税（都市計画税）減免理由消滅申告書

様式3 事実調査書

様式4 固定資産税（都市計画税）減免承認（却下）通知書

## 附則

この取扱いは、平成18年4月1日から適用する。

平成20年1月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年8月1日一部改正

平成24年7月1日一部改正

平成 28 年 4 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

## 固定資産税等の減免割合等の算出方法について

減額割合（以下「減免率」という。）及び固定資産税等の減免税額（以下「減免額」という。）の算出方法については、次の各号に基づき行うものとする。

なお、災害による減免率については、別紙 4「災害による固定資産税等の減免認定について」により決定するものとする。

### 1 減免率の算出について

固定資産の減免率の算出は次の算式による。

#### (1) 家屋（一棟単位） 区分所有家屋以外

減免となる部分の床面積

減免となる家屋の延床面積（課税されている延床面積で非課税部分を除く。）

減免率

計算式：
$$\frac{\text{減免となる部分の床面積}}{\text{減免となる家屋の延床面積}}$$

端数は小数点第 3 位切り上げ

#### (2) 家屋（区分所有家屋のうち専有部分のみ減免に該当する場合）

専有部分に係る減免となる部分の床面積

減免となる区分所有家屋の延床面積（課税されている延床面積で、一般共用部分及び別棟以外の規約共用部分を含む。ただし、非課税部分を除く。）

の延床面積に含まれる一般共用部分及び規約共用部分の床面積

減免率

計算式：
$$\frac{\text{専有部分に係る減免となる部分の床面積}}{\text{減免となる区分所有家屋の延床面積} - \text{一般共用部分及び規約共用部分の床面積}}$$

端数は小数点第 3 位切り上げ

#### (3) 家屋（区分所有家屋のうち専有部分と一般共用部分及び別棟以外の規約共用部分が減免に該当する場合）

専有部分の減免となる部分の床面積

一般共用部分の減免となる部分の床面積

区分所有者の専有面積により按分した一般共用部分の床面積

一般共用部分の合計床面積（既に按分した区分所有者の一般共用部分の床面積の合計）

規約共用部分の減免となる部分の床面積

規約によって区分所有者の専有面積により按分した規約共用部分の床面積

規約共用部分の合計床面積（既に按分した区分所有者の規約共用部分の床面積の合計）

減免となる床面積の合計

減免となる区分所有家屋の延床面積（課税されている延床面積で、一般共用部分及び別棟以外の規約共用部分を含む。ただし、非課税部分を除く。）

減免率

$$\text{計算式：} \quad = \quad + \{ \quad \times ( \quad \div \quad ) \} + \{ \quad \times ( \quad \div \quad ) \}$$
$$= \quad \div$$

端数は発生のおとど小数点第3位切り上げ

{  $\quad \times ( \quad \div \quad )$  }は、一般共用部分の減免となる部分の床面積を算出

{  $\quad \times ( \quad \div \quad )$  }は、規約共用部分の減免となる部分の床面積を算出

(4) 家屋（区分所有家屋のうち規約共用部分及び一般共用部分のみが減免となる場合）

ここでの減免は、別棟の集会施設や一般共用部分のみが火災となった場合を想定しているものである。

別棟の規約共用部分（集会室等）や一般共用部分（エントランス、廊下、駐車場等）のみが減免となる場合には、区分所有者全員に対して減免となる部分の床面積が適用されることとなるため、区分所有者ごとに下記の方法で減免率を算出する。

規約共用部分の減免となる部分の床面積

規約によって各区分所有者の専有面積により按分した規約共用部分の床面積

規約共用部分の合計床面積（既に按分した各区分所有者の規約共用部分の床面積の合計）

減免となる部分の床面積

減免となる区分所有家屋の延床面積（課税されている延床面積で、一般共用部分及び別棟以外の規約共用部分を含む。ただし、非課税部分を除く。）

減免率

$$\text{計算式：} \quad = \quad \times ( \quad \div \quad )$$
$$= \quad \div$$

端数は発生のおとど小数点第3位切り上げ

一般共用部分のみ減免となる場合も同様の方法で算出する。

(5) 土地（一筆単位）

次の方法で減免率を算出する。ただし、非課税地積を除く。

なお、一筆の土地が複数の用途に区分して利用されている又は二筆以上の土地が一体として利用されている場合においては、その一体として利用されている土地の合計地積を減免となる土地の課税地積とする。

また、家屋が減免の対象であり、その家屋が使用する土地を減免する場合は、減免対象となる家屋の減免率を用いること。

減免となる部分の地積

減免となる土地の課税地積（非課税地積を除く。）

減免率

計算式： $\frac{\text{減免となる部分の地積}}{\text{減免となる土地の課税地積}}$

端数は小数点第3位切り上げ

#### (6) 償却資産（一品単位）

個々の償却資産の損害を判定して損害額を算定し、損害額の合計と当該納税義務者が同一区内に所有する全ての償却資産の価格に対する割合を減免率とする。

減免となる償却資産の損害額の合計

減免となる償却資産のある区のすべての償却資産の価格の合計

減免率

計算式： $\frac{\text{減免となる償却資産の損害額の合計}}{\text{減免となる償却資産のある区のすべての償却資産の価格の合計}}$

端数は小数点第3位切り上げ

### 2 時期による割合について

「時期による割合」は、次により得た割合をいう。

(1) 申請時期が第1期分の納期限の7日前まで 4/4

(2) 申請時期が第2期分の納期限の7日前まで 3/4

(3) 申請時期が第3期分の納期限の7日前まで 2/4

(4) 申請時期が第4期分の納期限の7日前まで 1/4

### 3 固定資産税等の減免額の算出方法について

#### (1) 家屋

減免となる家屋の課税標準額

税率

軽減税額、家屋不均一税額の合計

減免となる家屋の税相当額

減免率

時期による割合

減免額

計算式： $\text{減免額} = (\text{減免となる家屋の課税標準額} \times \text{税率} - \text{軽減税額、家屋不均一税額の合計}) \times \text{時期による割合}$ 【円未満切り捨て】

$\text{減免額} = \text{減免となる家屋の課税標準額} \times \text{税率} \times \text{時期による割合}$ 【円未満切り上げ】

#### (2) 土地

次の方法で分割評価し、減免額を算出する。ただし、非課税地積を除く。

また、一筆の土地が複数の用途に区分して利用されている又は二筆以上の土地が一体として利用されている場合においては、その一体として利用されている土地の合計地積を減免対象土地の課税地積とする。

なお、家屋が減額対象であり、その家屋が使用する土地を減額する場合は、家屋の減免率を用いる。

ア：分割評価するための計算

減免となる土地の課税地積

減免率

減免となる部分の地積（評価分割：B）

課税となる部分の地積（評価分割：A）

$$\begin{aligned} \text{計算式：} &= \quad \times \quad \text{【小数点第3位切り上げ】} \\ &= \quad - \end{aligned}$$

イ：減免額の計算

減免となる土地の課税標準額（評価分割：Bの課税標準額）

税率

減免となる土地の税相当額

時期による割合

減免額

$$\begin{aligned} \text{計算式：} &= \quad \times \quad \text{【円未満切り捨て】} \\ &= \quad \times \quad \text{【円未満切り上げ】} \end{aligned}$$

(3) 償却資産（区ごとの納税義務者単位）

減免の対象となる償却資産のある区の課税標準額

減免率

時期による割合

減免額

$$\text{計算式：} = \quad \times \quad \times \quad \text{【円未満切り上げ】}$$

#### 4 期割税額の決定について

(1) 当該納税義務者の年税額から一棟一筆単位の減免額の合計を減じた額を税額とし、減免の対象となる納期の数により期割税額を決定する。

なお、各期の税額等の端数処理については、地方税法第20条の4の2第6項の規定により減免の対象となる最初の納期限に係る分割金額にすべて合算する。

$$\{ \text{年税額} - (\text{減免税額} + \text{既に納期が到来している期割税額}) \} \div \text{未到来の納期の数}$$

(2) 減免の対象となる納期に係る減免前期割税額の全部又は一部が既に納付されている場合には、納付されている額を当該納期に係る減免後期割税額の下限とする。これにより、上記(1)による計算の結果と異なる期割税額となった場合であっても、他の納期での調整は行わない。(3で求めた減免額と実際の減免額が異なることになる。)

ただし、災害を理由として減免をする場合には、減免の対象となる納期に係る減免前期割税額の全部又は一部が納付されてるかどうかに関わらず、(1)により求めた期

割税額とする。

- (3) 固定資産税と都市計画税を合計した確定金額(減免後の額)の全額が100円未満であるときは、地方税法第20条の4の2第3項の規定によりその全額を切り捨てることとする。

(参考：固定資産実務提要P1715 固定資産税の減免と税額の端数計算について)

この取扱いは、平成20年1月1日から適用する。



## 別紙 2

### 固定資産税等における特に納税資力が乏しいと認められる者の認定について

納税資力が乏しいと認められる者の認定については、下記の要件により行うこととする。

#### 1 減免の対象と認められる者の認定について

次に掲げる全ての要件を充足すると認められるものに限る。

##### (1) 生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受けるものであること。

生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助とは、生活保護法第 13 条に規定する教育扶助、同法第 14 条に規定する住宅扶助、同法第 15 条に規定する医療扶助及び同法第 15 条の 2 に規定する介護扶助をいう。

##### (2) 世帯全体の収入（別居しているが生計を一にする者がいる場合は、その者の収入も含む。）が生活保護法の規定による基準生活費を上回らないこと。

##### (3) 所有する固定資産（土地、家屋）が、次の場合を除き自己の居住用のみであり、対象となる家屋の敷地が分割可能でないこと。

ア：自己の居住用以外固定資産（土地、家屋）が、山林や市街化調整区域内にある等の理由により容易に売却等ができない等その固定資産の活用可能性が低い場合であること。

イ：自己の居住用以外固定資産（土地、家屋）が、事業の継続あるいは生活の維持に必要不可欠で売却等を行うことが納税資力を低下させると認められる場合であること。

##### (4) 世帯員全員が通勤に必要な原動機付自転車以外の自動車又は動二輪車を所有していないこと。

##### (5) 世帯員全員の所有する動産（預金、貴金属、株券等）が多額でないこと。

#### 2 減免の申請について

特に納税資力が乏しいことを理由とする減免申請書の提出があった場合には、添付書類として次の書類の提出を求める。なお、原本の受け取りが出来ない書類については、写しを取り原本を返却して差し支えない。

ア：別紙 1 の様式 1 「固定資産税等の減免申請における世帯状態の申出書」（以下「申出書」という。）

イ：収入のある世帯員（別居しているが生計を一にする者がいる場合は、その者も含む。）の収入額が分る書類（源泉徴収票、確定申告書の控え、市・県民税の申告書の控え、3ヶ月分の給与明細書など）

ウ：有価証券、各種保険証を有する場合は、その証書

エ：世帯員（別居しているが生計を一にする者を含む。）の過去3ヶ月の預金通帳

### 3 減免の対象と認められる者の調査について

(1) 提出された申出書とその添付書類を基に、別紙1の様式2「固定資産税等における特に納税資力が乏しい旨の申し出があった者の調査表」(以下「調査表」)という。)を作成する。また、申出書の内容で不明確な点がある場合は、申出者に聞き取りを行うこと。

なお、「生活認定基準表」は社会情勢の変化に伴い変更されるため、調査表作成時点における「生活認定基準表」の確認を適切に行うこと。

(2) 作成した調査記録表に基づき事実調査を行い、事実関係を確認する。

### 4 様式について

別紙1の様式1 固定資産税等における特に納税資力が乏しい旨の申出書

別紙1の様式2 固定資産税等における特に納税資力が乏しい旨の申し出があった者の調査表

別紙1の参考 生活費認定基準額表

この取扱いは、平成20年1月1日から適用する。

## 別紙 3

### 保育の用に供する固定資産税等の減免認定について

保育の用に供する固定資産のうち減免と認定するものは次のとおりとする。

#### 1 減免の対象となる固定資産について

保育の用に供する固定資産であって、当該保育又は当該事業の用以外の用に供されていないものに限り、有料で使用させるものを除く。

##### (1) 土地

次に掲げる保育の用に供する家屋の敷地として使用される土地、屋外遊技場及び児童送迎用自動車の駐車場とする。

##### (2) 家屋

乳児室、ほふく室、保育室、医務室、調理室、便所、屋内遊技場、保育に必要な遊具・道具を保管するための保管庫、職員休憩室、事務室及びこれらに接する廊下、玄関とする。ただし、居宅訪問型保育事業において、訪問先の家屋は除く。

##### (3) 償却資産

保育に必要な遊具・道具及び児童福祉施設最低基準第 32 条第 8 項で設置が義務づけられた設備とする。

#### 3 減免申請書を提出する際の添付書類について

減免申請書を提出する際に、次の書類を添付させる。

##### (1) 平面図、立面図（保育使用部分が分かるよう明記すること）

##### (2) 建物配置図

##### (3) 認証保育所にあつては認証保育所認証書の写し

##### (4) 認可外の事業所内保育施設にあつては、保育施設担当課の受付印を押された届出書の写し

この取扱いは、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

## 災害による固定資産税等の減免認定について

### 1 減免の適用等について

減免対象となる固定資産とは、地震、水害、風害、火災によりその全部又は一部区画形質に著しい変更が生じ使用不能となった土地（埋没した土地、流出した土地、陥没した土地等）並びにその全部又は一部が倒壊、埋没、流失、焼失等により使用不可能となった家屋及び償却資産をいう。なお、災害の範囲は、地方税施行令第7条の10の3の規定を準用する。

### 2 減免割合の算定基準について

減免割合（以下「減免率」という。）は災害前の価格に対する損害額の割合を算出し、その損害の程度により判定する。

損害割合の算定は、土地については一筆ごと、家屋については一棟（区分所有家屋にあっては専有部分）ごと、償却資産については同一区内に所在する全ての償却資産ごとに算定する。

### 3 地震における減免率について

#### （1）土地

使用不能となった部分を有する土地の地積に対する使用不能となった部分の地積の割合により、6（別表1）により減免率を決定する。ただし、当該土地に非課税部分がある場合には、その地積をそれぞれ除く。

なお、使用不能となった部分の地積の割合とは、原則として被害を受けた一筆の土地の地積に対する割合をいうものであるが、一筆の土地が複数の用途に区分して利用されている又は二筆以上の土地が一体として利用されている場合においては、その一体として利用されている土地の地積に対する割合とする。

#### （2）家屋

##### ア：居住用家屋

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針 内閣府（以下「運用指針」という。）に基づく「住家被害認定調査票（地震）（別紙4の様式1）」（以下「地震用調査票」という。）により調査を行う。その調査結果を基に損害割合を算出して、6（別表2）により減免率を決定する。

##### イ：居住用以外の家屋

「地震用調査表」は、住家専用の調査票であるが、「地震用調査表」を流用して調査を行う。その調査結果を基に損害割合を算出し、6（別表2）により減免率

を決定する。

ただし、該当家屋の部位別の構成比が、住家の部位別の構成比と大きく相違するため流用することが適当でないと判断される場合は、被害程度の判定に基づき「別表第 10 部分別損耗減点補正率表(別紙 4 の参考)」(以下「損耗減点補正率表」という。)により損耗率を算出し、6 (別表 2) により減免率を決定することは差し支えないものとする。

ウ：災害救助法(昭和 22 年法第 118 号)の適用を受けた家屋

店舗、事務所及び工場は商工担当課が、農業用倉庫等の農業施設は農業担当課が、被害者の申請に基づき「地震用調査表」を流用して災害被害調査を実施することになっている。災害被害調査結果を災害調査に利用することは差し支えないが、調査内容を確認して判定内容に相違がないように留意すること。

### (3) 償却資産

個々の償却資産について損害を判定して損害額を算定し、損害額の合計の当該納税義務者が同一区内に所有する全ての償却資産の価格の合計に対する割合を損害割合とし、6 (別表 2) により減免率を決定する。

## 4 水害における減免率について

### (1) 土地

大雨等による流出、埋没、陥没等により使用不能となった部分を有する土地の地積に対する使用不能となった部分の地積の割合により 6 (別表 1) により減免率を決定する。ただし、当該土地に非課税部分がある場合には、その地積をそれぞれ除く。

### (2) 家屋

ア：居住用家屋

床上浸水があった場合は、運用指針に基づく「住家被害認定調査表(水害)(別紙 4 の様式 2)」(以下「水害用調査表」という。)により調査を行う。その調査結果を基に損害割合を算出して、6 (別表 2) により減免率を決定する。

イ：居住用以外の家屋

「水害用調査表」は、住家専用の調査票であるが、「水害用調査表」を流用して調査を行う。その調査結果を基に損害割合を算出し、6 (別表 2) により減免率を決定する。

ただし、該当家屋の部位別の構成比が、住家の部位別の構成比と大きく相違するため流用することが適当でないと判断される場合は、被害程度の判定に基づき「損耗減点補正率表」により損耗率を算出し、6 (別表 2) により減免率を決定することは差し支えないものとする。

### (3) 償却資産

個々の償却資産について損害を判定して損害額を算定し、損害額の合計の当該納税

義務者が同一区内に所有する全ての償却資産の価格の合計に対する割合を損害割合とし、6（別表2）により減免率を決定する。

## 5 風害における減免率について

### （1）土地

減免の対象としない。

### （2）家屋

#### ア：居住用家屋

運用指針に基づく「住家被害認定調査票（風害）（別紙4の様式3）」（以下「風害用調査票」という。）により調査を行う。その調査結果を基に損害割合を算出して、6（別表2）により減免率を決定する。

#### イ：居住用以外の家屋

「風害用調査表」は、住家専用の調査票であるが、「風害用調査表」を流用して調査を行う。その調査結果を基に損害割合を算出し、6（別表2）により減免率を決定する。

ただし、該当家屋の部位別の構成比が、住家の部位別の構成比と大きく相違するため流用することが適当でないとは判断される場合は、被害程度の判定に基づき「損耗減点補正率表」により損耗率を算出し、6（別表2）により減免率を決定することは差し支えないものとする。

### （3）償却資産

個々の償却資産の損害を判定して損害額を算定し、損害額の合計の当該納税義務者が同一区内に所有する全ての償却資産の価格の合計に対する割合を減免率とする。

## 6 地震、水害、風害における別表について

地震、水害、風害における減免率は次のとおりである。ただし、災害救助法の適用となるような大規模な災害の減免率は、災害の状況により別に定めることとする。

### （別表1）土地

損 害 の 程 度	減 免 率
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全 部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

(別表2) 家屋、償却資産

損 害 の 程 度	減 免 率
全壊、流出、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全 部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官通知より抜粋)

7 火災における減免率について

(1) 土地

減免の対象としない。

(2) 家屋

延床面積に対する焼損した床面積の割合を減免率とする。

(3) 償却資産

個々の償却資産の損害を判定して損害額を算定し、損害額の合計の当該納税義務者が同一区内に所有する全ての償却資産の価格の合計に対する割合を減免率とする。

8 3から5及び7以外の災害における減免率について

被害状況の類似性等を考慮し、3から5及び7のいずれかの方法に準じて決定する。

9 減免対象となる固定資産の調査について

提出された申請書に基づき「固定資産税(家屋)の減免に係る災害被害状況調書(別紙4の様式4)」、「固定資産税(土地)の減免に係る災害被害状況調書(別紙4の様式5)」、「固定資産税(償却資産)の減免に係る災害被害状況調書(別紙4の様式6)」を用いて調査し、「事実調査書」を作成する。

10 固定資産税等の減免の算出について

固定資産税等の減免の算定は次に定める基準を除き、別紙1「固定資産税等の減免割

合等の算出方法について」によるものとする。

( 1 ) 納付済みの固定資産税等の還付

減免の対象となる固定資産の固定資産税等が前納されていた場合には、還付を行うこととする。これは、「固定資産税を納期前に一括して納付した場合には、前納しなかった場合との均衡を考慮し、災害を受けた日以降に納期の末日が到来する分についても、各地方公共団体において還付することも差し支えないものと解しております。」( 地方税平成 17 年 1 月号より抜粋 ) により行うこととしたものである。

( 2 ) 減免事由が消滅した日以降の減免

当該固定資産が 6 割以上の損害を受けた場合においては、修理、取り替えにより修復した場合であっても、当該年度分を減免することとする。

( 3 ) 年度内に修理、修復がされない場合の減免

当該固定資産が 6 割以上の損害を受けた固定資産が被災した翌年度においても修復されていない場合には、被災した翌年度分の固定資産税等に限り、減免を適用することは差し支えないものとする。

1 1 様式について

別紙 4 の様式 1 住家被害認定調査票 ( 地震 )

別紙 4 の様式 2 住家被害認定調査表 ( 水害 )

別紙 4 の様式 3 住家被害認定調査表 ( 風害 )

別紙 4 の様式 4 固定資産税 ( 家屋 ) の減免に係る災害被害状況調書

別紙 4 の様式 5 固定資産税 ( 土地 ) の減免に係る災害被害状況調書

別紙 4 の様式 6 固定資産税 ( 償却資産 ) の減免に係る災害被害状況調書

この取扱いは、平成 20 年 1 月 1 日から適用する。



## 公衆浴場の用に供する固定資産税等の減免認定について

公衆浴場については入浴料金が物価統制令により規制されていること、公衆衛生の向上に寄与していること等その公共性を考慮して減免することとしたものである。この適用にあたっては、次の諸点に留意するものであること。

### 1 減免対象となる固定資産の認定について

公衆浴場法第 1 条第 1 項に掲げる公衆浴場のうち、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条により入浴料金が統制させている施設であること。

#### （1）土地

公衆浴場用家屋の敷地として使用されている土地で、法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する住宅用地以外の土地。

#### （2）家屋

ア：業務の用に供すると認められる部分

玄関、脱衣室、待合室、浴室、ボイラー室、入浴客用便所、洗面所、倉庫、油庫及びこれらに接する廊下等を減免する。なお、当該家屋に廊下、階段等の共用部分がある場合は、共用部分の床面積を公衆浴場部分とその他の部分の各床面積で按分して求めた床面積を減免対象部分に加える。

イ：業務の用に供すると認められない部分

コインランドリー室、サウナ風呂等で別途料金を徴収するもの等

#### （3）償却資産

ア：業務の用に供すると認められる償却資産

堀、庭、独立煙突等の構築物、温水器、調整機、濾過器等の機械装置、燃料運搬用荷車等の車両及び運搬具、テレビ、体重計、冷暖房機器等の器具備品等

イ：業務の用に供すると認められない償却資産

自動販売機、コインランドリー、マッサージ機等で別途料金を徴収するもの等

#### （4）減免の対象とならない施設

次の施設（併設にあってはその部分）については、入浴料金が物価統制令の適用を受けないので、減免の対象とならない。

ア：家族風呂

イ：保養、娯楽等の施設に併用されているもの

ウ：温泉、鉱泉等を利用し、湯治、保養等の用に供するもの

エ：経費実質負担割（均等割、利用回数割制、これらの併用制）としているもの

この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

## 公民館類似施設等の用に供する固定資産税等の減免について

公民館類似施設及び町又は字の地域団体が所有していない会所等の減免は、条例第 72 条第 1 項第 3 号及び規則第 5 条第 1 項第 10 号の規定による「特別の理由があると認める固定資産」とし、規則第 5 条第 1 項第 5 号の規定による「町又は字の地域団体が専ら会所等の用に供している固定資産」と類似した「公民館類似固定資産」として減免する。

減免取扱いの中で公民館類似施設の認定にあたっては、下記の要件により減免対象床面積及び減免率の認定を行うこととする。

### 1 減免対象となる固定資産の認定について

直接的に地域住民の社会福祉の増進に寄与し、公益的な活動を目的、内容として使用する下記のすべての要件を充足すると認められる部分を減免対象床面積とする。

#### (1) 利用箇所の判定

各階層及び部屋ごとの利用内容が、公益的な活動を目的、内容とするものであり、月 1 回以上使用されている部分であること。

#### (2) 利用実態の判定

一定の属性を有する者が主たる利用者とならず、広く不特定多数の住民を対象としている部分であること。

一定の属性を有する者とは、町又は字の地域団体の住民以外のものをいう。

### 2 事務所（管理人室） 倉庫の取扱いについて

(1) 居住用管理人室は、減免対象床面積に算入しない。

(2) 会館等の受付等の執務を行い、執務内容が公益的な活動目的、内容である事務室（管理人室）は減免対象床面積に算入する。

(3) 倉庫は、公益的な活動目的、内容の用に供する物品を格納している倉庫を減免対象とする。

この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

## 社会福祉法人が運営し、地域の医療福祉に貢献する診療の用に供する 固定資産税等の減免認定について

通常、病院は課税対象であるが、社会福祉法人が運営し、かつ所有している固定資産が、地域の医療福祉に特に貢献するものと認められ、地方税法第 348 条の非課税の規定に該当している公的病院と比較して同等あるいはそれ以上の公益性及び公共性が認められること等を考慮して減免することとしたものである。

社会福祉法人が運営する病院としたのは、社会福祉法人が公益法人としての活動を行い、その事業の一環として病院を設置経営し、その事業により収益が生じた場合は社会福祉事業又は公益事業に充てることとしていると考えられるためである。

### 1 減額対象となる病院について

(1) 社会福祉法人が運営し、地域の医療福祉に貢献すると認められる病院とは、次に掲げる要件をすべて充足しているものとする。

ア：開放型病院の認可を受け、実施していること。

イ：地域医療支援病院の認可を受け、実施していること。

ウ：高度な専門外来及び臓器提供病院としての対応可能な環境が整っていること。

エ：24 時間体制の救急センターを設置していること。

オ：未熟児専用救急車による救急体制が整っていること。

カ：職域集団検診、人間ドック等による疾病の早期発見・予防に貢献していること。

(2) 地方税法第 348 条の非課税の規定に該当している公的病院と比較して同等あるいはそれ以上の公益性及び公共性が認められる病院とは、次に掲げる要件を全て充足しているものとする。

ア：無料低額診療事業に準じた運営を行い、「公的負担医療」患者の受け入れが公的病院と比較して、同等であること。

イ：浜松市、学校、近隣地域、ドクターヘリ等への医師・看護師を派遣し、医療関連活動へ協力していること。

ウ：浜松市防災計画の「救護病院」として参画し、応急体制の確保に協力していること。

エ：国・県・市の政策医療への協力体制が公的病院に等しく能力を持っていること。

オ：社会福祉法人の定款に、社会福祉法第 26 条の規定により医療施設の設置経営及びその事業により収益が生じた場合は社会福祉事業又は公益事業に充てることが掲げられていること。

## 2 減免の対象となる診療の用に供する家屋の部分について

減免対象となるべきものと対象外となるべきものとに併用されている場合は、それが客観的に主として何に使用されているかによって認定する。

### (1) 減免対象の部分

医療法第21条の規定に定める施設(各科専門の診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線装置室、調剤所、給食施設、調剤室、化学細菌病理検査室、診療に関する諸記録の執務を行う事務室等、分娩室、新生児入浴室、機能訓練室、集中治療室、病院の管理及び運営に関する諸記録の執務を行う事務室等、解剖室、研究室、講義室、図書室)及びそれらに付随する施設(検査室、血液採取室、準備室、予備室、医師の宿直室、医局員室、医院長室、職員の更衣室、患者用玄関、患者の応接及び待合室、患者用便所、患者用手洗所、薬品器具倉庫、病室、看護室、看護師室、死体収容室、消毒室、汚物償却室、乾燥室、患者用食堂、患者用浴場、及びこれらに接する廊下等)とする。

### (2) 減免対象以外の部分

医師の居室、看護師の寮等居住の用に供する部分、職員の福利厚生用となる施設(保育園、職員用集会施設)、売店、直接的に医療の用に供しない器具等を格納する倉庫、外来患者用駐車場、診療の用に供しない車両の車庫等

## 3 減免の対象となる診療の用に供する土地について

### (1) 減免対象の部分

減免の対象となる家屋の敷地として使用されている土地(ただし、有料で使用するものは除く)。

減免対象地積は、家屋の総減免床面積を総課税床面積で除した割合で按分する。(建物が一部非課税の場合の行政実例に準ずる。)

### (2) 減免対象以外の部分

外来患者用駐車場となる土地

## 4 減免の対象となる償却資産について

### (1) 減免対象の部分

診療の用に供する償却資産

### (2) 減免対象以外の部分

上記(1)以外の償却資産(外来患者用駐車場等の償却資産)

## 5 減免率について

公益性、公共性がある業務と認めるものの、事業収益があること及び他医療機関との均衡を考慮し、「10分の5以内」の軽減とする。

6 減免申請書を提出する際の添付書類について

減免申請書を提出する際に、次の書類を添付させる。

- ( 1 ) 建物の各階平面図、間取図
- ( 2 ) 家屋利用実態の明細
- ( 3 ) 建物の配置図
- ( 4 ) 土地利用実態の明細
- ( 5 ) 施設名称の業務内容説明書
- ( 6 ) 診療の用に供する償却資産の明細（物品名称、利用内容）
- ( 7 ) 1 に規定する要件を証する書面
- ( 8 ) 定款

この取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。





# 事 実 調 査 書

1. 固定資産の表示					調査日	
					調査者	
土 地	所 在	地 番		地 目	地 積	
家 屋	所 在	地 番	家屋番号	種 類	構 造	床面積
償却資産	所 在	種 類		数 量		

## 2. 所有者(納税義務者)

住 所 又 は 所 在 地	氏 名 又 は 名 称	義 務 者 コー ド

## 3. 使用者及び使用賃貸

使 用 者	使 用 賃 貸 内 容			
	借地借家人の住所氏名		賃貸借	

## 4. 調査事由

平成 年 月 日 非 課 税 申 告	事 由	
平成 年 月 日 減 免 申 請		

## 5. 調査事項

非 課 税 用 途	
減免事項または用途	
用に供し始めた時期	

## 6. 法根拠

--

## 7. 減免の年度・納期及び減免税額

				減 免 率	
年 税 額	固 定 資 産 税		減 免 税 額	固 定 資 産 税	
	都 市 計 画 税			都 市 計 画 税	
	計			計	



8. 事実調査の顛末

浜松市税条例第72条第 項第 号の減免の適用を受けるため、所有者から減免申請書の提出があったことについて、その事実調査を行った結果は次のとおりです。

記

調査年月日 年 月 日

(1) 申告固定資産  
【土地】

【家屋】

【所有者】

(2) 調査結果

上記のとおり調査確認する。

平成 年 月 日

調査担当者

平成 年度 区 固定資産税（都市計画税）減免承認（却下）通知書

平成 年 月 日				
様				
浜松市長				
申請のあった固定資産税（都市計画税）の減免について、次のとおり承認したので通知します。				
		納付すべき税額（円）	減免税額（円）	減額後の税額（円）
固定資産税				
都市計画税				
計				
税目	所在/資産名称	地目/ 構造/種類	地籍/床面積 /数量	減免の理由

- 1 この通知の記載された事項について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して、60日以内に市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この通知により減免を受けた後、減免の理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を申し出てください。

## 固定資産税等の減免申請における世帯状態の申出書

年 月 日記入

申出者の住所

氏名

(固定資産の所有者との続柄

)

私の世帯の状態は次のとおりです。

## (1. 生計を一にしている家族の状況とその収入)

人員	氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居	収入の種類	年間収入
1		世帯主	男・女		同居・別居		円
2			男・女		同居・別居		円
3			男・女		同居・別居		円
4			男・女		同居・別居		円
5			男・女		同居・別居		円
6			男・女		同居・別居		円
(A)年間収入の合計							円

## (2. 援助してくれる者の状況)

援助している人	住所			
	氏名		家族との関係	
(B)年間の援助額	円	援助開始年月	年	月から

## (3. 世帯の資産の状況)

土地	所在地		所有者氏名	
家屋	所在地		所有者氏名	
土地・家屋の 状況	居宅以外の土地、家屋の有無(有・無)			所有する資産の全ての物件に 担保権(抵当権等)の設定の有無
	事業に使用している土地、家屋(有・無)			
	事業の内容( )			有・無
負債	有・無	借入先		金額
				円
				円

(裏面に続きます)

別紙2の様式1

(3. 世帯の資産の状況のつづき)

自動車	有・無	所有者	車種	排気量・年式	
自動二輪・原付自転車	有・無	所有者	車種	排気量・年式	
有価証券	有・無	種類	額面		
				円	
各種保険	有・無	契約先	契約金	保険料	
			円	円	
			円	円	
預貯金	有・無	預貯金先	口座名義人	口座番号	預貯金額
					円
					円
現金	有・無	円			
貴金属	有・無	品名			
その他高価なもの	有・無	品名			

(4. 固定資産税を減免してほしい理由)

--

【添付書類】

- ・収入額がわかる書類(源泉徴収票、確定申告書の控え、3ヶ月分の給与明細書など)
- ・有価証券、各種保険証を有する場合は、その証書
- ・世帯員(別居しているが生計を一にする者を含む。)の過去3ヶ月の預金通帳

## 固定資産税等における特に納税資力が乏しい旨の申し出があった者の調査表

申出年月日		調査年月日		資産税課担当	
-------	--	-------	--	--------	--

## (1. 課税客体)

納税義務者	住所				
	氏名		宛名番号		
所有する資産	名寄帳を添付				

## (2. 減免対象となる基本判定)

生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受けていることを生活保護担当課に確認		
確認日:	扶助の内容:	(扶助開始日) OK
所有する固定資産(土地、家屋)が自己の居住用のみである		OK
- 1対象となる家屋の敷地が広く分割可能でない		OK
居住用資産のみでない場合、次の要件を満たせば、減免対象となる		
- 1自己の居住用以外に固定資産を所有している場合、収入を得るために必要不可欠な資産である		OK
- 2自己の居住用以外に固定資産を所有している場合、その資産の活用可能性が少ない		OK
通勤に必要な自動車、自動二輪以外を所有していない		OK
固定資産税の過年度の滞納がない		OK
貴金属、株券等の動産が多額でない		OK

**基本判定が全て「OK」となった場合(と はどちらか)、次の「生活困窮判断」を行う**

## (3. 生活困窮判断)

【実際の収入】		【生活認定基準表の額】	
(A)年間収入の合計	円	生活認定基準表を印刷して、対象項目をチェックし、添付	
(B)年間の援助額	円	(生活費認定基準表は変わるため、注意する)	
(A)+(B)の合計	円	生活認定基準額の合計	円
(月平均収入	円)		
預貯金額の合計	円		

## (4. 生活困窮者の判定)

(2. 減免対象となる基本判定)の全てが「OK」であること
預貯金額の合計が月平均収入よりも少ないこと
3. の【実際の収入】の合計額が【生活認定基準額】の合計を上回らないこと
以上の項目に当てはまる場合、固定資産税等における特に納税資力が乏しいと認める

生活費認定基準額表 第76次改訂 平成29年4月1日

(第1類)		(第2類)	
年齢別	基準額	基準額	基準額
0~2	19,570	24,100	24,100
3~5	24,680	27,090	27,090
6~11	31,900	31,090	31,090
12~19	39,400	35,410	35,410
20~40	37,710	34,740	34,740
41~59	35,750	35,570	35,570
60~69	33,800	35,230	35,230
70以上	30,280	30,580	30,580
通減率	世帯の第1類の各年齢に世帯員の人数に応じて以下の通減率を乗じる		
1人	1.0000	1.0000	1.0000
2人	1.0000	0.8850	0.8850
3人	1.0000	0.8350	0.8350
4人	0.9500	0.7675	0.7675
5人	0.9000	0.7140	0.7140
6人	0.9000	0.7010	0.7010
7人	0.9000	0.6865	0.6865
8人	0.9000	0.6745	0.6745
9人	0.9000	0.6645	0.6645
10人超	0.9000	0.6645	0.6645

  

人員	基準額	基準額	冬季加算	冬季(特別)	期末一時(2級地-1)
1人	40,670	36,880	2,580	3,360	世帯員の人数に応じて以下の額を加える
2	45,010	45,360	3,660	4,760	1人 12,640
3	49,900	53,480	4,160	5,410	2 20,600
4	51,660	55,690	4,490	5,840	3 21,230
5	52,070	59,370	4,620	6,010	4 23,880
6	52,480	62,700	4,910	6,390	5 24,890
7	52,890	65,280	5,120	6,660	6 28,310
8	53,300	67,850	5,280	6,870	7 30,080
9	53,710	70,440	5,450	7,090	8 31,850
10	54,120	73,020	5,620	7,310	9 33,360
11	54,530	75,600	5,790	7,530	+1人 +1,510
+1人	+410	+2,580	+170	+230	

  

入院患者日用品費	冬季	介護施設入所者基本生活費	冬季
基準額	22,680以内	980	980
基準額	9,690以内	基準額	9,690以内
980	9,690以内	980	980

  

介護施設入所者加算	施設名
9,690以内	慈照園
生活費	西山園
期末一時	入野園
冬季加算	清風寮
基準額	2,010
62,940	4,970

入院患者日用品費・介護施設入所者基本生活費・介護施設基準生活費が認定されている者については、上記の基準額を直接認定することとし、以下の算定方法の取扱いはいししないこととする。

…18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

…20歳未満で2の(2)に掲げる者

《基準生活費の算定方法》

基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は以下の算式により算定した額とする。(その額に10円未満の端数が生じた時は10円未満を切り上げ)

また、12月の基準生活費の額は、以下の算式により算定した額に期末一時扶助費の表に定める額を加えた額とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{(基準額 第1類合算額} \times \text{通減率} + \text{基準額 第2類)} \times 0/3 + \text{(基準額 第1類合算額} \times \text{通減率} + \text{基準額 第2類)} \times 3/3 + \text{冬季加算} \\
 & \text{or (注1)} \\
 & \text{(基準額 第1類合算額} \times \text{通減率} + \text{基準額 第2類)} \times 0.9
 \end{aligned}$$

注1：基準額 第1類合算額に通減率を乗じた額に基準額 第2類の額を加えて得た額が、基準額 第1類合算額に通減率を乗じた額に基準額 第2類の額を加えて得た額に0.9を乗じた額より少ない場合は、その0.9を乗じた額を算式に使用することとする。

